

平成19年第2回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月15日)	ページ
議事日程 (第1号)	1
議事日程 (第2号)	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
臨時議長紹介	4
開会・開議の宣告	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
休憩	6
再開	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
副議長の選挙	7
休憩	8
再開	8
常任委員会委員の選任	8
選挙管理委員及び補充員の選挙	8
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	9
議案の上程	10
議案の説明	
議第42号 (市長 石川道政君)	10
質疑	10
委員会付託省略 (議第42号)	10
議案の採決	11
農業委員会委員の推薦	11
休憩	11
再開	11

議会運営委員会委員の選任	12
議案の上程	12
議案の説明	
報第1号及び報第3号（総務部長 加納和喜君）	12
報第2号（民生部長 川野 純君）	15
議第40号及び議第41号（産業振興部長 村井純生君）	15
休憩	16
再開	16
質疑	16
委員会付託省略（報第1号から議第41号まで）	16
討論	17
塚田歳春議員	17
議案の採決	18
議会閉会中の継続審査の申し出	19
閉会の宣告	19
市長あいさつ	19
会議録署名議員	20

## 議事日程（第1号）

平成19年5月15日（火曜日）午前10時開議

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

---

## 議事日程（第2号）

平成19年5月15日（火曜日）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 常任委員会委員の選任

第6 選挙管理委員及び補充員の選挙

第7 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第8 農業委員会委員の推薦

第9 議会運営委員会委員の選任

第10 報第1号 専決処分の承認について

平成18年度美濃市一般会計補正予算（第5号）

第11 報第2号 専決処分の承認について

平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第4号）

第12 報第3号 専決処分の承認について

美濃市税条例等の一部を改正する条例について

第13 議第40号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例について

第14 議第41号 公の施設の指定管理者の指定について（美濃にわか茶屋）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）及び議事日程（第2号）の各事件

（追加日程）

議第42号 監査委員の選任同意について

議会閉会中の継続審査の申し出

---

## 出席議員（15名）

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君

9 番	鈴木 隆 君	10 番	岩原 輝夫 君
11 番	平田 雄三 君	12 番	日比野 豊 君
13 番	児山 廣茂 君	14 番	野倉 和郎 君
15 番	塚田 歳春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	石川 道政 君	副 市 長	太田 松雄 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	加納 和喜 君
民 生 部 長	川野 純 君	産 業 振 興 部 長	村井 純生 君
		教 育 次 長 兼	
建 設 部 長	福井 昭次 君	教 育 総 務 課 長	小椋 茂樹 君
		参 事 兼 選 挙	
参 事 兼		管 理 委 員 会	
秘 書 課 長	平林 泉 君	・ 監 査 委 員	古田 伸二 君
		事 務 局 長	
		美 濃 病 院	
会 計 管 理 者	渡辺 兼雄 君	事 務 局 長	岩原 泰 君
総 務 課 長	梅村 健 君	総 合 政 策 課 長	西部 真宏 君
税 務 課 長	古田 満 君	市 民 課 長	河村 晃 君
生 活 ・ 自 然			
環 境 課 長	瀬瀬 恒雄 君	高 齢 福 祉 課 長	山田 歳子 君
健 康 福 祉 課 長	平野 広夫 君	民 生 部 課 長	野倉 敏男 君
産 業 課 長	市原 英樹 君	観 光 課 長	宮西 嘉弘 君
土 木 課 長	宮西 泰博 君	都 市 整 備 課 長	丸茂 勝 君
水 道 課 長	西村 勝彦 君	下 水 道 課 長	瀬瀬 壽 君
学 校 教 育 課 長	小椋 郁夫 君	生 涯 学 習 課 長	佐藤 祥一 君
会 計 課 長	古田 則行 君		

職務のため出席した事務局職員

		議 会 事 務 局	
議 会 事 務 局 長	吉田 金義	次 長	井上 司
議 会 事 務 局			
書 記	太田 博康		

○議会事務局長（吉田金義君） おはようございます。

初議会でございますので、最初に市長さんから御祝辞を兼ねてごあいさつをお願いいたします。

---

### 市長あいさつ

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

新緑のさわやかな大変好季節となりました。

本日は、統一地方選挙後の初議会となります。平成19年第2回美濃市議会臨時会に当たりまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

まずもって、議員各位には、去る4月22日に執行されました美濃市議会議員選挙におきまして、市民の厚い信頼と大きな期待を担って、めでたく当選の栄に浴されましたこと、謹んでお祝いを申し上げます。まことにおめでとうでございます。

平成19年度はスタートしたばかりであります。おかげをもちまして市政も順調に推移しております。一昨日は、岐阜県、福井県、三重県、滋賀県の4県で産業文化の交流を深める「日本まん中共和国文化首都」の遷都式が福井県で開催され、美濃市から越前市に文化首都を引き継いできたところでございます。

市では、スローライフの時代にふさわしい自転車を活用したまちづくりとして「サイクルシティ美濃」の推進を、市を挙げて取り組んでおりますが、来週5月22日には国内外のトップレーサーが参加する国内最大級の国際自転車レースであります「ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ」が、市民参加により400名を超す市民ボランティアや各企業、各関係者の皆様方など、多くの方々の御協力のもとで開催されることとなりました。そのほかにも、これを前後してプレイベントが開催され、国・県内外から本市へ来訪が大いに期待されるところでございます。議員の皆様には、より一層御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、市政執行に当たりましては、議会と執行部がそれぞれの立場を理解し、協力し合っ  
て円滑な市政運営を図り、市民一人ひとりが未来に希望を持ち、最大の幸福が得られるよう、市民の期待にこたえることが何より大切であると考えております。私は、市政の責任者として、今日まで3期12年、市政進展に渾身の努力をしてまいりました。まだまだ多くの課題を残しておりますが、今後も何とぞ議員各位の御支援と格別な御理解、御協力を心からお願い申し上げます。

本日、臨時会に審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認が3件、条例の制定が1件、その他1件、合計5件でございます。議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、御承認、御議決をいただきますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議会事務局長（吉田金義君） どうもありがとうございました。

---

## 臨時議長紹介

○議会事務局長（吉田金義君） 本日は、一般選挙後の最初の議会でございますから、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、野倉和郎さんが年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

〔野倉和郎君 議長席に着席〕

○臨時議長（野倉和郎君） ただいま御紹介にあずかりました野倉和郎でございます。

地方自治法第 107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、年長のゆえをもちまして臨時に議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ皆様方の格別の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たのでありますが、初対面の方もあるかと思っておりますので、簡単に住所、氏名の自己紹介をお願いいたします。

並信行議員より、自席において順次お願いをいたします。

〔議員の自己紹介〕

○臨時議長（野倉和郎君） どうもありがとうございました。

続いて執行部の御紹介を、太田副市長さんからお願いいたします。

○副市長（太田松雄君） 順次執行部の紹介を行ったが、この記載を省略する。

〔執行部の紹介〕

○臨時議長（野倉和郎君） どうもありがとうございました。

---

## 開会・開議の宣告

○臨時議長（野倉和郎君） ただいまから平成19年第2回美濃市議会臨時会を開会いたします。

暑い折ですから、上着は適宜にお脱ぎください。

これより本日の会議を開きます。

議長選挙までの日程は、お手元に配付申し上げましたとおりであります。

開会 午前10時11分

---

## 第1 仮議席の指定

○臨時議長（野倉和郎君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

---

## 第2 議長の選挙

○臨時議長（野倉和郎君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（野倉和郎君） ただいまの出席議員数は15人であります。  
投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（野倉和郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（野倉和郎君） 配付漏れはないものと認めます。  
投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（野倉和郎君） 異状ないものと認めます。  
投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票をお願いします。  
点呼を命じます。

○議会事務局長（吉田金義君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○臨時議長（野倉和郎君） 投票漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（野倉和郎君） 投票漏れはないものと認めます。  
投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○臨時議長（野倉和郎君） 議場の閉鎖を解きます。  
〔議場開鎖〕

○臨時議長（野倉和郎君） ただいまから開票を行います。  
会議規則第30条第2項の規定により、立会人に並信行君、古田豊君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○臨時議長（野倉和郎君） 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数15票、これは出席議員数と符合いたします。  
うち、有効投票13票、無効投票2票。  
有効投票中、岩原輝夫君11票、塚田歳春君2票、以上のおりであります。  
この選挙の法定得票数は4票であります。よって、岩原輝夫君が議長に当選されました。  
ただいまの選挙において議長に当選されました岩原輝夫君に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。  
議長 岩原輝夫君のあいさつがあります。

○新議長（岩原輝夫君） 一言ごあいさつを申し上げます。  
ただいま議員皆様方の御推挙を得まして、議長に当選させていただきました。身に余る光

栄と存じております。御案内のとおり、まだまだ未熟者でございますし、浅学非才な私でございますが、皆様方のお力添えをいただきまして、美濃市政の発展と市議会の発展、円満な議会運営に努めてまいる所存でございます。今後とも旧に倍しまして御指導、御鞭撻のほどを心からお願いを申し上げまして、甚だ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（野倉和郎君） 以上をもちまして私の任務は終わりました。皆様の御協力に感謝を申し上げまして、議長と交代をいたします。どうもありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（岩原輝夫君） この際、議事整理上、暫時休憩いたしたいと思っております。

休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

〔議事日程第2号 休憩時間中に配付〕

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

### 第1 議席の指定

○議長（岩原輝夫君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番 並信行君、2番 古田豊君、3番 太田照彦君、4番 森福子君、5番 山口育男君、6番 佐藤好夫君、7番 武井牧男君、8番 市原鶴枝君、9番 鈴木隆君、10番 岩原輝夫、11番 平田雄三君、12番 日比野豊君、13番 児山廣茂君、14番 野倉和郎君、15番 塚田歳春君、以上のとおり議席を指定します。

### 第2 会議録署名議員の指名

○議長（岩原輝夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に1番 並信行君、2番 古田豊君の両君を指名いたします。

### 第3 会期の決定

○議長（岩原輝夫君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議はないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日



間と決定いたしました。

---

#### 第4 副議長の選挙

○議長（岩原輝夫君） 日程第4、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（岩原輝夫君） ただいまの出席議員数は15人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（岩原輝夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（岩原輝夫君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（吉田金義君） 1番 並信行君から順次点呼を行ったが、この記載を省略する。

〔点呼・投票〕

○議長（岩原輝夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（岩原輝夫君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岩原輝夫君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番 太田照彦君、4番 森福子君の両君を指名いたします。立会人の立ち会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（岩原輝夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは出席議員数と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票2票。

有効投票中、山口育男君11票、並信行君2票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、山口育男君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました山口育男君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 山口育男君のあいさつがあります。

○新副議長（山口育男君） ただいま、皆様方の御推挙をいただきまして副議長に当選させていただきました。身に余る光栄でございます。御厚情に対しまして心から御礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

現在の美濃市の状況は極めて重大な時期でありまして、市民の負託にこたえる市議会の責務も一段と重いと感じております。このような時期、岩原議長のもとで円滑な議会運営ができますよう、全力を投入したいと思っております。今後とも皆様方には何かとお世話になりますが、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

まことに簡単ではございますが、副議長就任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（岩原輝夫君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午後1時00分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

## 第5 常任委員会委員の選任

○議長（岩原輝夫君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務常任委員会委員には、塚田歳春君、平田雄三君、市原鶴枝君、武井牧男君、山口育男君の以上5名を。民生教育常任委員会委員には、岩原輝夫、鈴木隆君、森福子君、太田照彦君、並信行君の以上5名を。産業建設常任委員会委員には、野倉和郎君、児山廣茂君、日比野豊君、佐藤好夫君、古田豊君の以上5名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

## 第6 選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（岩原輝夫君） 日程第6、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議はないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議はないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

選挙管理委員には、美濃市志摩65番地、山中邦雄君、美濃市片知1418番地、後藤巖君、美濃市大矢田747番地1、上田武司君、美濃市1432番地、田中郁夫君の4名を。補充員には、補充順位1番として、美濃市下河和462番地、渡邊裕利君、2番として、美濃市上野43番地、太田克恵君、3番として、美濃市極楽寺66番地、梅田哲司君、4番として、美濃市2881番地15、大島隆子君の4名をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました諸君を選挙管理委員及び補充員の当選人とし、補充員については、ただいまの順序をもって補充の順序とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を選挙管理委員及び補充員の当選人とし、補充員については、ただいまの順序をもって補充の順序とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

---

## 第7 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（岩原輝夫君） 日程第7、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議はないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項第2号に規定する広域連合議会議員に岩原輝夫を指名いたします。

ただいま指名いたしました岩原輝夫を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました岩原輝夫を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

この当選告知は、追って文書をもって行います。

〔追加議案配付〕

○議長（岩原輝夫君） 市長から追加議案が提出されております。

お諮りいたします。議第42号を本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### 議第42号（提案説明・質疑・採決）

○議長（岩原輝夫君） 議第42号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番 児山廣茂君の退席を求めます。

〔13番 児山廣茂君 退場〕

○議長（岩原輝夫君） 職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第42号 監査委員の選任同意について、提案の理由を御説明いたします。

議員のうちから選任されました監査委員は、議員の任期満了に伴い欠員となっております。よって、議員のうちから選任する監査委員に児山廣茂さんが適任と思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願いしたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩原輝夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議第42号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。議第42号については、委員会付託及び討論を省略し、採決に入りたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議第42号については委員会付託及び討論を省略し、採決に入ることに決定いたしました。

これより採決いたします。

議第42号を原案どおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第42号は原案どおり同意されました。

13番 児山廣茂君の除斥を解きます。

〔13番 児山廣茂君 入場〕

---

## 第8 農業委員会委員の推薦

○議長（岩原輝夫君） 日程第8、農業委員会委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、本議会では1人を推薦するものであります。その推薦の方法は議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本件については議長において指名することに決定いたしました。

地方自治法第117条の規定により、12番 日比野豊君の退席を求めます。

〔12番 日比野豊君 退場〕

○議長（岩原輝夫君） お諮りいたします。議会が推薦する農業委員会委員には、12番 日比野豊君を指名することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました12番 日比野豊君を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

12番 日比野豊君の除斥を解きます。

〔12番 日比野豊君 入場〕

○議長（岩原輝夫君） これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に各常任委員会を開催願ひまして、委員長、副委員長を互選の上、議長まで御報告願ひます。

総務常任委員会は合同委員会室、民生教育常任委員会は第1委員会室、産業建設常任委員会は議員控室にお集まりください。

休憩 午後1時12分

---

再開 午後1時50分

○議長（岩原輝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員会において委員長及び副委員長が互選されましたので報告いたします。

総務常任委員会は委員長に市原鶴枝君、副委員長に平田雄三君、民生教育常任委員会委員長に森福子君、副委員長に太田照彦君、産業建設常任委員会委員長に佐藤好夫君、副委員長に日比野豊君がそれぞれ互選されました。

---

## 第9 議会運営委員会委員の選任

○議長（岩原輝夫君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、日比野豊君、平田雄三君、太田照彦君、市原鶴枝君、森福子君、佐藤好夫君の6名を指名いたします。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に第1委員会室において議会運営委員会を開催願ひまして、委員長、副委員長を互選の上、議長まで報告願ひます。

休憩 午後1時52分

---

再開 午後1時56分

○議長（岩原輝夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長には平田雄三君、副委員長には市原鶴枝君がそれぞれ互選されました。

---

## 第10 報第1号から第14 議第41号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（岩原輝夫君） 日程第10、報第1号から日程第12、報第3号及び日程第13、議第40号から日程第14、議第41号の5案件について、日程を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に報第1号及び報第3号の2案件について、総務部長 加納和喜君。

○総務部長（加納和喜君） それでは、報第1号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案集の4ページをお開きください。

専第1号 平成18年度美濃市一般会計補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第

179条第1項の規定により、本年3月30日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

この補正は、年度末に当たりまして、財源調整と老人保健特別会計繰出金等の補正を行ったものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ13万3,000円を追加して、補正後の予算総額を96億3,338万6,000円としたもので、その内容は5ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

6ページをお開きください。

これは、県営道路改良事業負担事業の限度額を650万円から530万円に減額したものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。

歳入の2款 地方譲与税は、自動車重量譲与税の確定による149万3,000円の減額。

8款 自動車取得税交付金は、その確定による229万1,000円の減額でございます。

10款 地方交付税は511万7,000円を増額し、21款 市債は事業費の確定により120万円を減額いたしました。

歳出の3款 民生費は13万3,000円を追加し、補正後の額を19億5,874万7,000円といたしました。これは医療給付費の増加に伴います老人保健特別会計への繰出金で、財源はすべて一般財源でございます。

8款 土木費は、県営道路改良事業負担金の財源の組み替えによるもので、市債を120万円減額し、一般財源を120万円増額いたしました。

8ページ以降の説明は省略させていただきますので、以上で報第1号の説明を終わらせていただきます。

次に報第3号 専決処分承認について御説明申し上げます。

議案集の21ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

専第3号 美濃市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、3月31日付をもって専決処分をいたしましたので、御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

今回の地方税法の主な改正の内容は、最近における社会経済情勢にかんがみた上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設、固定資産税における駅ナカビジネスに係る鉄軌道用地の評価方法の変更、あるいは信託法の改正に伴う新たな類型の信託等に対応するために所要の措置を講じるもの等でございます。

この地方税法の改正に伴いまして、市税条例等の一部につきまして所要の改正をいたした

ものでございます。

それでは、改正の内容につきましては、議案説明資料の条例新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをお開きください。

第23条では、市民税の納税義務者を規定しておりますが、信託法の改正により所得税法等において信託利益に対する課税に係る規定等の改正が行われましたので、これを受けて、個人市民税に係る規定について所要の改正を行うもので、第1項に第5号を追加して、法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所等を有する者に対しては、法人税割額によって課税するものであります。

第3項におきましては、法人でない社団、財団で、法人課税信託の引き受けを行う者は法人とみなして、法人に関する規定を適用するものであります。

4ページの第94条は、たばこ税の税率についての規定でございますが、附則で定めておりました特例税率を廃止して、この特例税率と同様の税率を本則税率といたしたもので、1,000本につき3,298円としたものでございます。

5ページの市税条例の一部を改正する条例の第8条の2は、固定資産税の減額を受ける者の申告手続について規定しておりますが、新たに6ページにあります第6項を追加して、高齢者等居住改修住宅等に係る減額措置を受けようとする場合の申告手続を定めたものでございます。このバリアフリー改修の固定資産税減額措置は、平成19年1月1日現在に現存する住宅において、本年4月1日から平成22年3月31日の間に自己負担30万円以上で改修を行った場合に、100平米を限度として税額の3分の1を減額するものでございます。

第9条の3は、平成19年度、または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例を新たに定めたものでございます。これは、これまで鉄軌道用地は周辺の土地価格の3分の1で評価するとしておりましたが、鉄道施設と商業施設に複合利用されている用地のうちの、いわゆる駅ナカビジネス用地の平成19年度分の固定資産税の課税標準につきましては、周辺土地の価格に比準した価格とするものでございます。また、平成20年度分における課税標準についても、平成19年度分の価格とするものでございます。

7ページの第14条の2は、たばこ税の税率を本則課税とするため、特例税率を廃止したものでございます。

8ページの第18条の3は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例でございますが、この軽減税率の特例期間を1年間延長するものでございます。

第19条は、ベンチャー企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例を定めた規定ですが、第7項に定める特定株式の取得期間を平成21年3月31日までの2年間延長するものでございます。

9ページの第19条の5は、保険料に係る個人の市民税の課税の特例ですが、租税条約実施特例法の改正に伴い、保険料控除の対象を拡大したものでございます。

その他の条文の改正は、文言整理及び引用法令の名称変更、条項番号の変更に伴うもので



ございます。

以上で、報第3号の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に報第2号について、民生部長 川野純君。

○民生部長（川野 純君） 報第2号 専決処分の承認について御説明いたします。

議案集の14ページをお開きください。

専第2号 平成18年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第4号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月30日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認を求めるところでございます。

内容について御説明いたします。

平成18年度医療給付費が確定しましたが、受給者1人当たりの医療給付費が増加し、歳出予算に不足が生じたので、専決補正の措置をとったものでございます。

第1条は、歳入歳出それぞれ1,693万3,000円を追加し、補正後の総額を26億4,834万3,000円とするものでございます。

16ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

2款 医療諸費に1,693万3,000円を追加するものでございます。平成18年度の医療給付費は11月までの実績と過去3年間の医療費の推移をもとに、3月補正において決算を見込みましたが、実際には見込みを上回る伸びとなり、予算に不足が生じたものであります。

財源は、基金交付金1,572万8,000円、国・県支出金106万3,000円、一般会計からの繰入金13万3,000円、その他は第三者納付金等9,000円でございます。

17ページ以降の説明は省略させていただきます。報第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岩原輝夫君） 次に、議第40号及び議第41号の2案件について、産業振興部長 村井純生君。

○産業振興部長（村井純生君） それでは、議第40号 美濃市道の駅の設置及び管理に関する条例について、提案の理由とその内容を説明いたします。

赤のスタンプ1番の議案集26ページをお開きください。また、あわせまして赤のスタンプ2番の美濃市条例の制定・改正の概要の11ページを御参照願います。

趣旨につきましては、設置にありますように、美濃市の恵まれた自然・歴史・文化等の地域資源の高度利用並びに地場製品の販売、観光及び地域情報を発信することにより、都市との交流、にぎわいの創出による地域の活性化、さらには市民の安心・安全の確保を図るための防災拠点施設として美濃市道の駅を設置するものとし、今回、その設置及び管理に関する条例の制定をお願いするものでございます。

第1条では、道の駅を設置することを定めています。

第2条では、道の駅の名称と位置を定めています。

第3条では、道の駅を構成する施設を定めています。

第4条では、利用時間及び休業日を定めています。

第5条では、管理を指定管理者に行わせることを定めています。

第6条では、指定管理者が行う管理の基準を定めています。

第7条では、指定管理者が行う業務を定めています。

第8条では、道の駅の施設の利用の許可について定めています。

第9条では、道の駅の利用の制限について定めています。

第10条では、道の駅の利用の許可の取り消しについて定めています。

第11条では、道の駅の利用料金等について定めています。

第12条では、道の駅の利用料金の減免について定めています。

第13条では、利用者の損害賠償の義務について定めています。

第14条では、この条例の施行に必要な事項は規則に定めることを定めています。

附則は、施行の日の定めで、第2条及び第5条の規定は公布の日から、その他の規定は平成19年9月1日から施行するものと定めています。

以上で、議第40号の説明を終わります。

続きまして、議第41号 公の施設の指定管理者の指定について、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

赤のスタンプ1番の議案集30ページをお開きください。

地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

施設の名称は「美濃にわか茶屋」、指定管理者の名称は、美濃市1350番地、株式会社美濃にわか茶屋、代表取締役社長 太田松雄、指定期間は平成19年6月1日から平成24年3月31日までの5年間とするものです。

以上で、議第41号の説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（岩原輝夫君） 以上で5案件の説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

---

再開 午後2時14分

○議長（岩原輝夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の5案件については、委員会付託を省略したいと思いま

す。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） ただいま異議ありとの発言がありましたので、委員会付託を省略することについて採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、委員会付託は省略することに可決されました。よって、ただいま議題の5案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は、日本共産党美濃市議会議員団を代表し、今期臨時会に提案された案件のうち、報第3号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について、議第40号 美濃市道の駅設置及び管理に関する条例について及び議第41号 公の施設の指定管理者の指定について反対でありますので、以下、反対理由を申し述べます。

最初に、報第3号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

条例の第18条の3及び第19条の7は、株式等の配当、譲渡益の軽減税率の延長であります。上場株式の配当、譲渡益は本則税率20%のところ、2003年から軽減税率10%とされ、今回期限が来たため、配当は09年3月31日までに、譲渡益は08年度までとするものであります。しかし、これらは5年間の時限措置で導入されたわけであり、昨年の政府税調答申では、現在の経済状況は大幅に改善しているとして、期限到来とともに廃止とされてきたものであります。しかし、経団連からの働きかけを受け、与党税調が1年延長して廃止することを決め、今回の改正となったわけであり、こうした証券優遇税制は、実際には一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する金持ち減税になっております。

優遇措置のもとで、07年税収見込み額は、配当割 969億円、株式譲渡所得割 1,380億円とされており、個人住民税の均等割見込み額 2,349億円を超える規模になっております。一方、庶民の生活は、所得税や住民税の定率減税の半減、今後廃止に伴い、大きな税負担になろうとしております。今回の措置は、金持ち減税の延長であり、反対をするものであります。

次に、議第40号 美濃市道の駅設置及び管理に関する条例と、議第41号 公の施設の指定管理者の指定について、反対意見を申し述べます。

これらは、道の駅がことし9月にオープンすることに伴っての名称や位置、施設、利用時間、指定管理者の管理など条例で決めることと、指定管理者を株式会社美濃にわか茶屋に指定するものであります。

私たち日本共産党は、道の駅に関しては一貫して反対してまいりました。その理由は、  
1. 市民の要求ではなく、市民の皆さんの反対が多いこと、2. 財政が厳しい中、優先順位からすれば低いこと、3. 採算性についても科学的な論拠がないこと、4. 何よりも重要なことは、むだな箱物行政をやめ、市民生活を支える市政に転換することであり、少子化対策や高齢者福祉の充実にこそ力を注ぐべきである、このように考えます。

よって、今回の条例制定や指定管理者の指定については反対であります。

なお、今回のような条例制定などは、委員会付託をするなどして十分な時間をとって審議すべきであり、拙速なやり方であったことを申し上げておきます。

以上、討論といたします。

○議長（岩原輝夫君） 通告による討論は終了しました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決いたします。

最初に報第1号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、報第1号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手全員であります。よって、報第2号はこれを承認することに決定いたしました。

次に報第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、報第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に、議第40号を原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議第41号を原案どおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩原輝夫君） 挙手多数であります。よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

〔追加議案配付〕

○議長（岩原輝夫君） ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長か

ら、議会閉会中の継続審査申し出書が提出されました。

お諮りいたします。議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを、この際、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題とすることに決定いたしました。

---

#### 議会閉会中の継続審査の申し出

○議長（岩原輝夫君） 議会運営委員会委員長から、お手元の申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩原輝夫君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（岩原輝夫君） 以上をもって、この臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、平成19年第2回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後2時27分

---

#### 市長あいさつ

○議長（岩原輝夫君） 閉会に当たり、ここで市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 平成19年第2回美濃市議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

さて、本日の議会役員を選出につきましては、議長に岩原輝夫さん、副議長に山口育男さんが御当選され、まことにおめでとうございます。また、正・副常任委員長並びに各議会役員に御就任の皆様に対しまして心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。議員各位の今後のより一層の御活躍と、市政に対する御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、この5月のさわやかな気候から初夏の気候へと移ってまいります。議員各位の今後より一層の御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（岩原輝夫君） 本日は、早朝より長時間にわたりまして、終始御熱心に御審議賜りましてまことにありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。どうか今後の議会運営におきましても、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

お知らせいたします。2時40分より全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室にお集まりください。本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年5月15日

美濃市議会臨時議長 野 倉 和 郎

美濃市議会議長 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 並 信 行

署 名 議 員 古 田 豊